

第20号様式記載の手引（蒲郡市版）

1 この申告書の用途等

- (1) この申告書は、仮決算に基づく中間申告（連結法人以外の法人が行う中間申告に限ります。）、確定した決算に基づく確定申告及びこれらに係る修正申告をする場合に使用します。
- (2) この申告書は、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）所在地の当市長に1通を提出してください。
- (3) 法第292条第1項第4号の5イ(1)の規定の適用を受ける法人（無償増資による剰余金又は利益準備金の額の全部若しくは一部を資本金とした法人）にあつては、同号イ(1)に規定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類（株主総会議事録等）を、同条第1項第4号の5イ(2)の規定の適用を受ける法人（無償減資等による資本の欠損の填補を行った法人）にあつては、同号イ(2)に規定する資本の欠損の填補を行った事実及び資本の欠損の填補に充てた金額を証する書類（株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告（官報の抜粋）等）を、同条第1項第4号の5イ(3)の規定の適用を受ける法人（剰余金を損失の填補に充てた法人）にあつては、同号イ(3)に規定する剰余金を損失の填補に充てた事実及び剰余金を損失の填補に充てた金額を証する書類（株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告（官報の抜粋）、株主資本等変動計算書等）を添付してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	(留意事項)
1 金額の単位区分（けた）のある欄	単位区分に従って正確に記載してください。また記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付して記載してください。	
2 「法人番号」	法人番号（13桁）を記載します。	
3 「この申告の基礎」	法人税に係る修正申告、更正、決定又は再更正を基礎にして修正申告をする場合は、法人税に係る修正申告書を提出し、又は更正、決定若しくは再更正を受けた年月日（当該法人が連結子法人である場合又は連結子法人であった場合には、当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は更正、決定若しくは再更正を受けた年月日）を記載します。	
4 「期末現在の資本金の額又は出資金の額」	期末（中間申告の場合には、その計算期間の末日）現在における資本金の額又は出資金の額を記載します。	資本金の額又は出資金の額は、法人税の明細書（別表5(1)）の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。
5 「期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」	期末現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額を記載します。	(1) 資本金の額は、法人税の明細書（別表5(1)）の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。 (2) 資本準備金の額は、法人税の明細書（別表5(1)）の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。
6 「期末現在の資本金等の額」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 連結申告法人以外の法人（(3)に掲げる法人を除きます。） 法第292条第1項第4号の5イに定める額 (2) 連結申告法人（(3)に掲げる法人を除きます。） 法第292条第1項第4号の5ニに定める額 (3) 保険業法に規定する相互会社 政令第45条の5において準用する政令第6条の25第1号に定める金額	
7 「法人税法の規定によって計算した法人税額①」 ※ 連結法人及び連結法人であった法人は、記載しないでください。	法人税の申告書（別表1。以下「別表1」といいます。）の10欄の金額（この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額）を記載します。なお、()内には、使途秘匿金の支出の額の40%相当額（別表1の10欄の上段に外書として記載された金額、連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額を加算額及びリース特別控除戻税額（別表1の5欄の金額）、並びに土地譲渡利益金額に対する法人税額（別表1の7欄の金額）の合計額を記載します。	
8 「試験研究費の額に係る法人税額の特別控除額②」 ※ 連結法人及び連結法人であった法人は、記載しないでください。	下記の金額はそれぞれ次に定める法人税の明細書の欄の金額を記載します。 (1) 租税特別措置法第42条の4第1項から第3項まで（一般試験研究費に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6(8)）の25欄の金額 ※ 租税特別措置法第42条の4第4項から第6項まで（中小企業者等の試験研究費に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額は記載しないでください。 (2) 租税特別措置法第42条の4第7項（特別試験研究費に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6(12)）の11欄の金額	
9 「還付法人税額等の控除額③」	第20号様式別表2の3の④の計欄の金額を記載します。	※ 連結法人及び連結法人であった法人は、記載しないでください。
10 「退職年金等積立金に係る法人税額④」	法人税の申告書（別表19）の12欄の金額を記載します。 ※ 第20号の2様式の申告書を提出する法人も記載します。	※ 連結法人及び連結法人であった法人は、記載しないでください。

欄	記載のしかた	(留意事項)
11 「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額①+②-③+④ ⑤」	(1) 次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (イ) 連結法人及び連結法人であった法人以外の法人で、一の市町村にのみ事務所等を有する法人 ①+②-③+④の金額 (ロ) 連結法人及び連結法人であった法人以外の法人で、2以上の市町村に事務所等を有する法人 第22号の2様式の⑤の欄の金額 (ハ) 連結法人及び連結法人であった法人 第20様式別表1の⑦の欄の金額 (2) 「課税標準」の欄の金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	※ 税額の計算を行う場合は、最終頁をご覧ください。
12 「2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額 ($\frac{⑤}{②} \times ②$) ⑥」	(1) 2以上の市町村に事務所等を有する法人が記載し、一の市町村にのみ事務所等を有する法人は記載する必要はありません。 (2) 「課税標準」の欄は、次のように記載します。 (イ) ⑤の欄の金額を②の欄の数値で除して得た額(この数値に小数点以下の数値があるときは、小数点以下の数値のうち②の欄の数値のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てた数値)に③の欄の数値を乗じて得た額を記載します。ただし、主たる事務所等所在地の市町村長に提出するときは、第22号の2様式の「分割課税標準額」の欄の当該市町村分の金額を記載してください。 (ロ) この金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	「課税標準」の欄の金額は、第22号の2様式の「分割課税標準額」の欄の当該市町村分の金額と一致します。
13 「市町村民税の特定寄附金税額控除額⑦」	第20号の5様式の⑨の欄の金額を記載します。	
14 「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額 ⑧」	第20号の3の2様式の⑨の欄の金額(2以上の市町村に事務所等を有する法人にあっては、同表の⑫の欄の当該市町村分の金額)を記載します。	
15 「外国の法人税等の額の控除額⑨」	第20号の4様式の⑬の欄の金額(2以上の市町村に事務所等を有する法人にあっては、同表の⑭の欄の当該市町村分の金額)を記載します。	
16 「差引法人税割額⑤-⑦-⑧-⑨-⑩又は⑥-⑦-⑧-⑨-⑩ ⑪」	この金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。 なお、市町村内に恒久的施設を有する外国法人は第20号様式別表1の2の⑩の欄の金額を記載してください。	
17 「既に納付の確定した当期分の法人税割額⑫」	既に納付の確定した当期分の法人税割額を記載し、法人税法第89条(同法第145条の5において準用する場合を含みます。)の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人がこの申告書を提出するときは、第20号の2様式の申告書の①又は②の欄の金額についても記載します。	
18 「租税条約の実施に係る法人税割額の控除額⑬」	「⑪の欄の金額-⑫の欄の金額」と「租税条約の実施に係る更正に伴う法人税割額」とのいずれか少ない金額を記載します。 この場合において、その金額が負数となるときは記載しないでください。	
19 「算定期間中において事務所等を有していた月数⑭」	この月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てて記載します。	算定期間中に事務所等又は寮等の新設又は廃止があった場合は、その月数には新設又は廃止の日を含みます。
20 「 $\text{円} \times \frac{⑮}{12}$ ⑯」	均等割の税率区分の基準による税率(金額)を確認し、左により算出した均等割の金額を記載します。 この金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨ててください。	均等割の税率区分の基準は、「期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」又は「期末現在の資本金等の額」のいずれか大きい方の額を用います。 ただし、「期末現在の資本金の額又は出資金の額(解散日現在の資本金の額又は出資金の額)」の欄に出資金の額を記載した場合には、出資金の額又は「期末現在の資本金等の額」のいずれか大きい方の額を用いてください。
21 「この申告により納付すべき市町村民税額⑰+⑱ ⑲」	⑭の欄又は⑯の欄に△印を付して記載した場合におけるこの欄の計算については、⑭又は⑯の欄を零として計算します。	

税 率 表

	法人等の区分	税率（年額）									
均 等 割	公共法人及び公益法人等のうち均等割を課することができるもの （法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く） 人格のない社団等 一般社団法人及び一般財団法人（非営利型法人に該当しないもの） 保険業法に規定する相互会社以外の法人（資本金の額又は出資金の額を有しないもの）	5万円									
	資本金等の額	蒲郡市従業者数									
	1千万円以下の法人	50人以下	5万円								
		50人超	12万円								
	1千万円を超え1億円以下の法人	50人以下	13万円								
		50人超	15万円								
	1億円を超え10億円以下の法人	50人以下	16万円								
		50人超	40万円								
	10億円を超え50億円以下の法人	50人以下	41万円								
		50人超	175万円								
50億円を超える法人	50人以下	41万円									
	50人超	300万円									
法 人 税 割	<p>税率に関しては以下の通りです。</p> <p>法人税割の税率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">平成26年10月1日～令和元年9月30日までに開始した事業年度</th> <th style="width: 33%;">令和元年10月1日以後に開始した事業年度から令和3年3月30日までに終了する事業年度</th> <th style="width: 33%;">令和3年3月31日以降に終了する事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">12.1%</td> <td style="text-align: center;">8.4%</td> <td style="text-align: center;">適用しない</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(9.7%)</td> <td style="text-align: center;">(6.0%)</td> <td style="text-align: center;">6.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>（ ）内の税率は、事業年度末日の資本金等の額が1億円以下で、かつ、分割前の法人税割の課税標準である法人税額が年1,300万円以下の法人について適用されます。</p> <p>※ただし、平成26年10月1日以後に開始した事業年度または、平成30年3月30日以前に終了した事業年度では、400万円以下です。</p>		平成26年10月1日～令和元年9月30日までに開始した事業年度	令和元年10月1日以後に開始した事業年度から令和3年3月30日までに終了する事業年度	令和3年3月31日以降に終了する事業年度	12.1%	8.4%	適用しない	(9.7%)	(6.0%)	6.0%
平成26年10月1日～令和元年9月30日までに開始した事業年度	令和元年10月1日以後に開始した事業年度から令和3年3月30日までに終了する事業年度	令和3年3月31日以降に終了する事業年度									
12.1%	8.4%	適用しない									
(9.7%)	(6.0%)	6.0%									

※ 事務所等を有していた期間が1年に満たない場合の均等割は、月割計算した金額になります。

問い合わせ先 愛知県蒲郡市役所 税務課 法人市民税担当 TEL 0533-66-1116